

令和2年度諮問（情）第7号
答申（情）第99号

「障害者雇用に係る情報が記載された文書の公文書部分開示
決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により令和2(2020)年6月1日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

栃木県が障害者の方を雇用した時の情報（令和元年度、障害区分（身体、知的、精神の3障害）及び等級に関する文書）

（※ 後日栃木県経営管理部人事課が審査請求人に本件開示請求の対象範囲を確認したところ、審査請求人から「非常勤職員分の該当文書でよい。」との回答があった。）

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）を「令和元年度の非常勤職員に係る障害者雇用管理台帳」と特定し、本件公文書には、条例第7条第2号に規定する非開示情報（個人に関する情報）に該当する情報が含まれるため、当該非開示情報に該当する情報以外の情報を開示することとし、令和2(2020)年6月15日付けで条例第11条第1項の規定により公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和2(2020)年6月18日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定により令和3(2021)年1月20日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分ですら非開示とされた障害等級の開示を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 非開示とされた障害等級は、他の組織においては障害者に関する情報の公文書開示請求に対して開示されている情報であるため、開示すべきであるとする。
- (2) 平成29年に中央省庁で障害者雇用の水増し問題が数千人規模で発覚し、栃木県内でも国の出先機関や県教育委員会での謝罪会見があった。
次の時代の障害者が社会の中で輝く就労場所拡大のための大切な情報である障害等級を開示すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る対象公文書の特定等について

本件開示請求の内容から、対象公文書を第2の2のとおり「令和元年度の非常勤職員に係る障害者雇用管理台帳」と特定した上で、当該障害者雇用管理台帳の記載事項のうち氏名、部局、所属、障害等級、障害者手帳の有効期限等については、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当するため非開示とした。

2 非開示とした情報の条例第7条第2号の該当性について

- (1) 審査請求人が開示を求める障害等級は、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当することから非開示とした。
- (2) 障害等級は、障害の程度を表すものであり、個人情報の中でも機微性が高く、特に取扱いに配慮が必要な情報であり、その流通の範囲を当該個人の支配下に置くべきもの（公開の判断について障害者自身が決定すべき性質のもの）と考えている。

栃木県情報公開条例の解釈及び運用の基準（以下「解釈運用基準」という。）において、条例第7条第2号本文後半の個人情報に該当するものとして、「医療機関の診療録（カルテ）」が例示されており、栃木県行政不服審査会答申(情)第71号（平成28年11月16日）では、「入院形態」や「病名」、「病状等の概要」はその個人情報に該当するものとしており、障害等級もこれに類するものと考えている。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、他の組織においては障害等級を開示していることから本件開示請求に対しても開示すべき旨主張するが、開示又は非開示の判断は、本県の条例に基づき行うべきものとする。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分不服がある者は、(略)審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書特定の妥当性について

条例第2条第2項では、開示請求の対象である公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものである旨規定している。

これを踏まえて、上記第4の1で実施機関が行った対象公文書の特定について、以下検討する。

(1) 審査請求人が本件開示請求で求めた公文書は、栃木県が障害者を雇用した時の情報であって令和元年度の非常勤職員の障害者に係る障害区分（身体、知的及び精神の3障害）及び等級が記載されたものである。

(2) これに対して実施機関は、「令和元年度の非常勤職員に係る障害者雇用管理台帳」を対象公文書として特定したが、この障害者雇用台帳

には障害区分や等級が記載されていることが確認できるため、実施機関の対象公文書の特定は、妥当であったと認められる。

3 本件処分について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

実施機関は、第4の1のとおり、特定した対象公文書に記載された事項のうち氏名、部局、所属、障害等級、障害者手帳の有効期限等については条例第7条第2号に規定する非開示情報（個人情報）に該当するとして、当該非開示情報の部分を除いた部分を開示する本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分で非開示とされた情報のうち障害等級については、他の組織では公文書開示請求に対して開示されている情報であり、その開示を求める旨を主張しているため、本件処分における障害等級に係る非開示情報の該当性について、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

ア 本文の該当性について

(ア) 本文は、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、同号ただし書き、ロ又はハに該当する情報を除いて、これを非開示にすると規定している。

(イ) 解釈運用基準では、「照合の対象となる他の情報としては、（略）仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。」及び「照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断する必要がある。」とされている。

(ウ) 条例第5条は、何人も実施機関に対して当該実施機関の保有する公文書の開示を請求できるとされているため、審査請求人が開示を求める県が非常勤職員として雇用している障害者の障害等級は、仮に当該職員の親族や同僚等の近い関係にある者（以下「近い関係にある者」という。）から開示請求され、これを開示した場合、近い関係にある者にとっては、既に保有し、又は既に部分開示されている別の情報と照合することにより当該職員を特定する手掛かりとなる

ことは否定し難い。

このため、障害等級を開示した場合、本件開示請求に対して既に開示された他の情報と照合することにより該当職員を特定し得ることから、障害等級は、本文前半の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報」に該当すると認められる。

(エ) なお、実施機関は、本件処分における障害等級の非開示理由を本文後半の「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当すると主張しているが、障害等級は、(ウ)のとおり既に開示された「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報」であり、本文前半に該当するため、本文後半の該当性を検討するまでもない。

イ ただし書イの該当性について

ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」については、本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

解釈運用基準における解釈では、「「法令等の規定」とは、法律及び政令、省令その他の命令若しくは他の条例の規定という。」とし、「「慣行」とは、従来からの慣習として行われていることをいう。」とされている。また、「「公開」とは、何人でも知りうる状態にあるこという。」とし、「「公開することが予定されている情報」とは、開示請求があった時点においては公開されていないが、将来、公開することを予定している情報をいう。」としている。

県が非常勤職員として雇用する障害者の障害等級の情報は、「法令等の規定により公開され、又は公開することの予定されている情報」及び「慣行として公開され、又は公開されることが予定されている情報」のいずれにも該当しないため、ただし書イに該当しない。

ウ ただし書ロの該当性について

ただし書ロでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

解釈運用基準では、これらに該当するかどうかの判断は、非開示とすることによって保護される権利利益と開示されることによって確保される権利利益とを比較衡量することによって行うこととしているため、この点について検討する。

審査請求人は、障害等級について、障害者が社会の中で輝く就労場所拡大のための大切な情報である旨を主張している。しかしながら、

これを開示することによって確保される人の生命、健康、生活等の権利利益について、具体的関連性は示されていない。

一方、障害等級は、センシティブ（機微）な情報であり、既に開示された情報に加えてこれを公開することにより、ア(ウ)のとおり公開された障害者の権利利益を害するおそれがある。

よって、障害等級の情報は、これを開示することにより確保される権利利益が非開示とすることにより保護される権利利益を上回るとまでは認められないため、ただし書ロに該当しない。

エ ただし書ハの該当性について

ただし書ハでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

解釈運用基準におけるただし書ハの解釈では、「公務員」については「常勤・非常勤を問わず」とされているが、「職務遂行に係る情報」は「公務員等が県の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する」とされている。

障害を有する非常勤の県職員に係る障害等級の情報は、当該職員の職務遂行に係る情報には該当しないと認められるため、ただし書ハには該当しない。

以上により、障害等級の情報は、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないため、本文前半の非開示とすべき個人に関する情報に該当する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、障害等級は他の自治体においては開示されている情報である旨を主張する。

しかしながら、本県の実施機関に対してなされた公文書開示請求に係る開示又は非開示の決定は、実施機関が条例及び解釈運用基準により個々の事案に応じて判断を行うものであるため、審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3(2021)年1月20日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和3(2020)年9月21日 (第32回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和3(2021)年11月16日 (第33回審査会第2部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審議
令和3(2021)年12月20日 (第34回審査会第2部会)	・ 審議
令和4(2022)年1月17日 (第35回審査会第2部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
島 蘭 佐 紀	弁護士	
篠 崎 文 男	(一社) 栃木県社会福祉士会 副会長	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)